

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会

〒420-8558

静岡市葵区春日2丁目4番34号

TEL 054-253-5580

FAX 054-253-5589

[インターネット]

<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

静岡県国保連合会

検索

短期集中個別リハ加算（通所リハ）について

【算定要件】一部抜粋

指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。

【関連法令等】H18.3.22 Q&A VOL.1

（問）短期集中リハビリテーション実施加算について、退院（所）後に認定がなされた場合の起算日はどちらか。逆の場合はどうか。

（答）退院後に認定が行われた場合、認定が起算点となり、逆の場合は退院（所）日が起算点である。

【注意事項】

認定日を起算日とした場合⇒「認定日＝認定有効期間開始日」なお、更新・変更申請による要介護認定は含まない。

短期集中個別リハ加算（通所リハ）の起算日について、事業所からの照会が多い事例についてお知らせします。

算定事例1（通常）

2016年10月	11月	12月	2017年1月
入院 10/15 退院	通所リハビリテーション		
	短期集中個別リハビリテーション実施加算		1/14 まで算定可

算定事例2（最初の退院から3カ月内の中で入退所が繰り返された場合①）

2016年10月	11月	12月	2017年1月
入院（腰痛） 10/15 退院	通所リハ（腰痛） 11/10 入院	入院（肺炎） 12/5 退院	通所リハ（腰痛）
	短期集中個別リハ加算	短期集中個別リハ加算	1/14 まで算定可

※最初の退院時と短期集中リハビリを要する原因となる疾患が同じため10/15～3ヶ月算定可
明細書（10月～1月） 短期集中個別リハビリテーション実施加算摘要欄 20161015

算定事例3（最初の退院から3カ月内の中で入退所が繰り返された場合②）

2016年10月	11月	12月	2017年1月
入院（腰痛） 10/15 退院	通所リハ（腰痛） 11/10 入院	入院（腕骨折） 12/5 退院	通所リハ（腕骨折）
	短期集中個別リハ加算	短期集中個別リハ加算	3/4 まで算定可

※最初の退院時と短期集中リハビリを要する原因となる疾患が変わっているため12/5～3ヶ月算定可
明細書（10月～11月） 短期集中個別リハビリテーション実施加算摘要欄 20161015
明細書（12月～3月） 短期集中個別リハビリテーション実施加算摘要欄 20161205

請求事務を担当される方は、御一読ください。